

平成30(2018)年度 第2回両毛地域医療構想調整会議 次第

日時 平成30(2018)年12月21日（金）13:30～
場所 安足健康福祉センター 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 地域医療構想実現に向けた取組み等について

① 地域医療構想調整会議における取組み等について

② 公的医療機関等2025プラン及び意向調査結果等について

(2) その他

4 連絡事項、その他

5 閉会

平成30(2018)年度 第2回両毛地域医療構想調整会議出席者名簿
 日時：平成30(2018)年12月21日(金)午後1時30分～
 場所：安足健康福祉センター 大会議室

【委員】

番号	分野	選任区分	委員名	所属団体・役職名	備考
1	保険医療関係 団体の代表	医師会	中谷研一	足利市医師会会長	
2		"	綿引寿男	佐野市医師会会長	
3		歯科医師会	氣賀昌彦	足利歯科医師会会長	
4		"	橋本等	佐野歯科医師会会長	
5		薬剤師会	西出穂	足利薬剤師会副会長	
6		"	平田義人	佐野市薬剤師会会長	
7		看護協会	時田真紀	栃木県看護協会安足地区支部 佐野市立病院訪問看護ステーションあそ郷管理者	
8	医療を受ける 側の代表	社会福祉関係団体代表	出井修	佐野市社会福祉協議会会長	
9		受療者代表	稻毛明子	男女共同参画ネットワークさの委員	
10	病院の管理者	医療機関	小松本悟	足利赤十字病院長	代理：事務部長 石原昌司
11		"	村上円人	佐野厚生総合病院長	代理：福井企画監査監査 秋山涉 入澤裕介
12	保険者	医療保険者	石川隆男	アキレス健康保険組合事務長	
13	地区老人保健 施設協会	老人保健施設	前澤孝通	栃木県老人保健施設協会理事	欠席
14	地区老人福祉 施設協議会	老人福祉施設	阿由葉誠	栃木県老人福祉施設協議会理事	
15	介護従事者 確保関係団体	特定非営利活動法人 どちらがアマネジャー協会	宮園裕明	栃木非営利活動法人 どちらがアマネジャー協会理事	
16	学識経験者	大学	石川鎮清	自治医科大学教授	
17	市	足利市	和泉聰	足利市長	代理：健康増進課 主幹 水瀬典子
18		佐野市	岡部正英	佐野市長	代理：医療保険課 課長 内田勉

【地域医療構想アドバイザー】

団体名	役職名		氏名	備考
一般社団法人栃木県医師会	会長	栃木県医療構想調整会議議長	太田照男	

【事務局】

本庁	所属	職名	氏名	備考
医療政策課	課長	吉澤敏弘		
	地域医療担当	主幹	渡辺晃紀	
	係長	松島靖幸		
	主査	田中一齊		
	主事	戸田祥行		
センター名	所属	職名	氏名	備考
安足健康福祉センター	所長	高橋司		
	次長	荒井勝浩		
	総務企画課	所長補佐兼課長	千金楽尚美	
		副主幹	橋本眞	
		副主幹	菊地幹	
		主事	山本祥	

両毛地域医療構想調整会議委員名簿

〔任期：平成30(2018)年9月1日～平成32(2020)年8月31日〕

番号	分野	選任区分	委員名	所属団体・役職名	備考
1	保険医療関係 団体の代表	医師会	中谷研一	足利市医師会長	
2		"	綿引寿男	佐野市医師会長	
3		歯科医師会	氣賀昌彦	足利歯科医師会長	
4		"	橋本等	佐野歯科医師会長	
5		薬剤師会	西出穂	足利薬剤師会副会長	新任
6		"	平田義人	佐野市薬剤師会長	
7		看護協会	時田真紀	栃木県看護協会安足地区支部 佐野市民病院 訪問看護ステーションあその郷管理者	新任
8	医療を受ける 側の代表	社会福祉関係団体代表	出井修	佐野市社会福祉協議会会長	新任
9		受療者代表	稻毛明子	男女共同参画ネットワークさの委員	新任
10	病院の管理者	医療機関	小松本悟	足利赤十字病院長	
11		"	村上円人	佐野厚生総合病院長	
12	保険者	医療保険者	石川隆男	アキレス健康保険組合事務長	
13	地区老人保健施設協会	老人保健施設	前澤孝通	栃木県老人保健施設協会理事	
14	地区老人福祉施設協議会	老人福祉施設	阿由葉誠	栃木県老人福祉施設協議会理事	
15	介護従事者確保関係団体	特定非営利活動法人 とちぎケアマネジャー協会	宮園裕明	特定非営利活動法人 とちぎケアマネジャー協会理事	新任
16	学識経験者	大学	石川鎮清	自治医科大学教授	
17	市	足利市	和泉聰	足利市長	
18		佐野市	岡部正英	佐野市長	

両毛地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、両毛地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「両毛地域医療構想調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (3) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から安足健康福祉センター所長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他地域の関係機関・団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(議長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

(会議)

第6条 調整会議は、安足健康福祉センター所長が招集する。

(部会)

第7条 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、安足健康福祉センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、安足健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

両毛地域病院及び有床診療所会議設置要綱

(設 置)

第1条 両毛地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、両毛地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、「両毛地域病院及び有床診療所会議」（以下「病診会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 病診会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 病診会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院及び有床診療所の代表
- (2) その他関係機関・団体の代表

(議 長)

第4条 病診会議に議長を置く。

2 議長は、両毛地域医療構想調整会議の議長が務める。

(会 議)

第5条 病診会議は、安足健康福祉センター所長が招集する。

(事務局)

第6条 病診会議の事務局は、安足健康福祉センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病診会議の運営に関し必要な事項は、安足健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

この要綱は、平成30（2018）年12月14日から実施する。